

薬局:体制省令適合確認表2(開店時間外に特定販売を実施)

施設名称	
営業時間	
開店時間	
特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間	

時間

番号	記載する時間数に関する説明	時間
①	開店時間【営業時間から特定販売のみを行う時間を除いた時間】	
②	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間(特定販売のみを行う時間も含む)	
③	第2、3類医薬品を販売する時間(特定販売のみを行う時間も含む)	
④	開店して要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間(特定販売のみを行う時間は除く)	
⑤	開店して要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間(特定販売のみを行う時間は除く)	
⑥	医薬品販売を行う薬剤師全員の勤務時間の総計(特定販売のみを行う時間も含む)	
⑦	医薬品販売を行う薬剤師全員の特定販売のみを行う勤務時間の総計	
⑧	登録販売者全員の勤務時間の総計(特定販売のみを行う時間も含む)	
⑨	登録販売者全員の特定販売のみを行う勤務時間の総計	
⑩	調剤に従事する薬剤師全員の勤務時間の総計(特定販売のみを行う時間は除く)	

情報提供場所(要指導医薬品、第1類医薬品、第2類、3類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい)

⑪	情報提供場所	箇所
---	--------	----

体制省令適合確認表

	計算式	計算結果	
体制省令第1条第1項第3号	$⑥ \div ②$		≥ 1
体制省令第1条第1項第4号	$(⑥ + ⑧) \div ③$		≥ 1
体制省令第1条第1項第6号	$⑩ \div ①$		≥ 1
体制省令第1条第1項第10号	$(⑥ - ⑦ + ⑧ - ⑨) \div ⑪ \div ④$		≥ 1
体制省令第1条第1項第11号	$(⑥ - ⑦) \div ⑪ \div ⑤$		≥ 1

